



市営住宅・県営住宅にお住まいの皆さまへ！

住宅家賃が安くなる制度を利用しましょう

私は、谷山・喜入地域で活動しています鹿児島市議会議員のたてやま清隆です。

公営住宅の家賃は、所得に応じて決定されますが、本人が申請すれば、今より、家賃がさらに安くなる「家賃減免制度」が、多くの入居者の方々に知られていません。

私は、これまで市当局に市営住宅の「家賃減免制度」の手続きの簡素化や入居者への制度周知を求めてきましたが、市ホームページにも、家賃減免のモデルケースが紹介されるようになりました。下記に、3つの事例を紹介しますので、もしかしたら、自分も該当するのではないかとと思われる方は、ご相談をお寄せください。尚、コロナの影響による収入減がある場合、当月申請分から家賃減免ができます。

日本共産党鹿児島市議団ニュース NO336号

〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1
市役所西別館3階 議員控室 2021年4月
電話 099-216-1440
FAX 099-225-5607

家賃減免の 問合せは？

090-9404-6693 豎山まで



収入月額 25000 円以下の場合	2 分の 1、家賃を減免
収入月額 25000 円超、50000 円以下の場合	4 分の 1、家賃を減免



<事例1> 70歳単身世帯

- ① 収入 144 万円 - 年金控除 110 万円
= 所得 34 万円
- ② 収入月額 (所得 34 万円 - 控除 10 万) ÷ 12 月 = 20000 円
⇒ 家賃を今より 2 分の 1 減免
(収入月額が 25000 円以下のため)

<事例2>

- 夫 70 歳、年金 200 万円
妻 67 歳、年金 126 万円
- ① 夫の所得 200 万 - 110 万 = 90 万円
妻の所得 126 万 - 110 万 = 16 万円 合計 106 万円
- ② 収入月額 {106 万円 - 控除 38 万円 - (10 万 × 2)}
÷ 12 月 = 40000 円 ⇒ 家賃を今より 4 分の 1 減免。
(収入月額が 25000 円超、50000 円以下のため)

<事例3>

- 夫収入 200 万円、妻収入 80 万円
子ども 2 人 (3 歳、7 歳) の親子 4 人世帯
- ① 夫の所得 (200 万円 ÷ 4) × 2.8 = 8 万円 = 132 万円
妻の所得 80 万円 - 55 万円 = 25 万円
児童手当収入 12 万 + 12 万 = 24 万円
- ② 収入月額 { (132 万 + 25 万円 + 24 万円) - (控除 38 万円 × 3 人) - (10 万 × 2 人) } ÷ 12 月 = 39200 円
⇒ 家賃を今より 4 分の 1 減免
(収入月額が 25000 円超、50000 円以下のため)